

●【国民健康保険税】 賦課限度額の改定

令和7年度は昨年度と同じ税率ですが、賦課限度額のうち、医療給付費分と後期高齢者支援金分が増額となりました。

区 分		保険税率	賦課限度額	
		令和7年度	改定前	改定後
医療給付費分 国保に加入するすべての方	所得割	5.65%	65万円	66万円
	均等割	27,500円		
	平等割	26,800円		
後期高齢者支援金分 国保に加入するすべての方	所得割	2.50%	24万円	26万円
	均等割	10,000円		
	平等割	6,870円		
介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方	所得割	1.99%	17万円	17万円
	均等割	11,000円		
	平等割	7,800円		

●【後期高齢者医療保険料】

令和7年度の保険料率および賦課限度額は、昨年度から変更ありません。ただし、賦課限度額の激変緩和措置がなくなるため、賦課限度額は全ての方が一律で**80万円**となります。

区 分	令和7年度
均等割額	45,900円
所得割率	10.08%

●【国保・後期共通】 軽減判定所得の改定

令和7年度の税制改定により、昨年中の所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。世帯の所得金額が基準額以下の世帯について、1人当たりの「均等割」・1世帯当たりの「平等割」(後期高齢者医療は「均等割」のみ)を軽減します。

軽減割合	軽減判定基準額	
	改定前	改定後
7割	基準控除額(43万円)+10万円 ×(給与所得者などの合計数-1)	基準控除額(43万円)+10万円 ×(給与所得者などの合計数-1)
5割	基準控除額(43万円) +29.5万円×(被保険者数) +{10万円×(給与所得者などの合計数-1)}	基準控除額(43万円) + 30.5万円 ×(被保険者数) +{10万円×(給与所得者などの合計数-1)}
2割	基準控除額(43万円) +54.5万円×(被保険者数) +{10万円×(給与所得者などの合計数-1)}	基準控除額(43万円) + 56万円 ×(被保険者数) +{10万円×(給与所得者などの合計数-1)}